

議案第 2 号

学童クラブ車両送迎使用料請求事件の訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、提案するものであります。

学童クラブ車両送迎使用料請求事件の訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 事 件 名 学童クラブ車両送迎使用料請求事件

2 訴訟当事者

原告 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

被告 調布市在住者

3 請求の趣旨 次の各号に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、調布市に対し、金110,700円及びこれに対する支払督促送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 事件の概要及び処理方針

調布市は、被告に対し、令和2年4月から令和3年8月までの調布市立学童クラブの車両送迎事業に係る未払の使用料（110,700円）について、再三にわたって文書、電話及び訪問による催告等を実施しても、応答なく未払の状況が継続していたため、立川簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、被告から督促異議の申立てがあった。当該申立てにより提起されたものとみなされる訴えについて、3に記載の判決及び仮執行の宣言を求める。

なお、訴えの提起の後において、特に必要がある場合には、訴え若しくは当事者の追加、変更又は訴訟上の和解をすることができるものとする。